

朝鮮教育令の改正に見る「内鮮共学」と教授用語問題

—— 第二次朝鮮教育令を中心に ——

朴 雪熙

はじめに

1910年日本帝国の植民地となった朝鮮において、朝鮮総督府は翌年朝鮮教育令を制定し、本格的に「近代的教育」を開始する。朝鮮人を対象として公布された朝鮮教育令には、その目的が「国語」(＝日本語)の普及であることが明示されている⁽¹⁾。そのため総督府は、教科書の編纂をはじめ、学校の授業における教授用語を基本的に「国語」にするなどの教育政策を執り行った。しかし、このような総督府の教育政策は、1919年の三・一運動を契機に再検討を余儀なくされた。「武断政治」から「文化政治」への転換を標榜した総督府は、治安の維持、教育の普及・改善、産業の開発、交通・衛生の整備、地方制度の改革⁽²⁾の五大政策を掲げ、朝鮮教育令の改正に着手した。改正の建前は、教育の普及と改善を目指すと同時に、三・一運動とともに高まった朝鮮の人々の「近代教育」への要求を受け、朝鮮の「民度ノ進歩並時勢ノ進運」⁽³⁾に合わせ教育水準を引き上げるというものであった。

教育令改正のために組織された臨時教育調査委員会における主な議題の一つは、朝鮮教育令の第一条に明記された、法令の適用対象を朝鮮人のみとすることから内地人にまで広げることの可否と、内地人にも朝鮮教育令を適用した際生じる「内鮮共学」をめぐる問題であった⁽⁴⁾。しかし、後述するように、普通教育からの「内鮮共学」実施は朝鮮人の反対に直面する。「内鮮共学」の制定過程で露わになる様々な問題、なかでも内地人と朝鮮人を一緒に教える際の教授用語に関する問題は、朝鮮知識人の反発を招き、朝鮮教育令改正の足枷になったのである。教育制度である「内鮮共学」に、朝鮮の知識人はなぜ教授用語を理由に反対したのか。その根底には、「国語」をめぐる言語観が存在する。後述するが、日本の「国語」をめぐる言語観はそもそも限界を抱えていた。本稿は、その限界が植民地朝鮮においても同様に現れたことを、「内鮮共学」の問題を通して明らかにしたい。

「内鮮共学」制度に対する議論は、第二次朝鮮教育令(1922年公布。以下、第二次教育令と略)の制定過程において大きく盛り上がり、その後の教育令改正においても重要な問題として扱われていく。筆者は、朝鮮教育令実施の全時期を通して「内鮮共学」制度を追っているが、本稿ではまず第二次教育令の制定過程に焦点を絞り、「内鮮共学」制度の導入過程で行われた議論と、朝鮮の人々の認識と反応を併せて検証したうえで、「内鮮共学」制度がはらむ教授用語の問題がどのように出現するのかについて考察する。

先行研究を顧みると、日本と韓国では朝鮮の植民地における教育論・教育政策史研究⁽⁵⁾について一定程度の蓄積が確認できる。特に、広川淑子の論考⁽⁶⁾および弘谷多喜夫・広川

淑子の共同研究⁽⁷⁾は、併合前後から「一視同仁」の実現に向かった教育政策の改正に至るまでの流れを整理し、さらに本稿の主題である「内鮮共学」の問題について大きな示唆を与えている。

しかし、広川淑子の「内鮮共学」に対する考察は、植民地教育の体制が整備されていくなかでの一過程として取り上げられているのみである。また広川は、共学実施学校における内地人と朝鮮人あるいは台湾人生徒数の比率を挙げながら「共学という現象は成立しなくなる」⁽⁸⁾と批判しているが、これについては再考の余地がある。なぜなら、そもそも「内鮮共学」という制度は、具体的にどういう状態を想定していたものなのか、朝鮮及び台湾教育令にも明確に定義されておらず、実際朝鮮において、中等教育以上の教育課程では「内鮮共学」を基本として、内地人と朝鮮人が同じ学校で授業を受けていたからである。このような事実は、見方によっては共学が成立していたと指摘することを可能にする。共学の有無そのものも重要であるが、「内鮮共学」の問題をより具体的に把握するためには、それを主導した総督府の意図や共学が抱える様々な問題を分析することが必要ではないかと思われる。

先行研究において、^{キムヘンジョン}金漢宗の論考は、共学問題に着目した研究として注目に値する。この研究は、第二次教育令期(1922-38)の「内鮮共学」の推進過程と、これに対する朝鮮人の反応を検討することによって、当時の教育の性格を明らかにしようとした⁽⁹⁾。金は、朝鮮総督府の発行雑誌『朝鮮』を利用し「内鮮共学」の論理を述べた上で、『東亜日報』紙上の朝鮮人の言説を検討しながら、第二次教育令は「日本人と朝鮮人を差別しないという最初の趣旨を建前上維持する形で仕上げたもの」⁽¹⁰⁾と結論付けた。「朝鮮人の反応」については、教授用語の問題にも触れながら、朝鮮人が朝鮮人本位の教育を確保するため共学に反対したことを指摘している。しかし、それがどのような思想をもとに、どのような過程を経て現れたのかについては十分な注意が払われていない。同時に、教授用語と「内鮮共学」の関係性も明らかになっていない。このような課題を繙いてはじめて「朝鮮人の反応」を理解することができるのではないか。そのためにも、そもそも「差別」とは何か、そしてそれを撤廃することが総督府と朝鮮人にとって何を意味していたのかについての考察が必要であり、あわせて「内鮮共学」の制度化の過程を精密に検討することが要求される。

植民地朝鮮の教育に関する史料は『日本植民地教育政策史料集成』の朝鮮篇⁽¹¹⁾に、朝鮮総督府管下の各種官庁や学校から出された教育関係の史料が多くまとめられている。第二次教育令制定過程の「内鮮共学」問題に関していえば、上記の史料集以外にも、枢密院の委員会録をはじめ『朝鮮教育』の教育制度改正記念号(1922年3月)に掲載された臨時教育調査委員会の日誌などを活用すれば、当時の支配者側の議論を追跡することができる。一方、朝鮮語の史料としては『東亜日報』や『朝鮮日報』などの日刊紙がある。これらは、朝鮮人に対する教育への要求をはじめ、「内鮮共学」制度や教授用語に関する記事も多数掲載しているため、当時の朝鮮知識人の教育に対する姿勢や傾向が把握できる。

なお「内鮮共学」制度は、第二次教育令期に限られた問題ではない。共学制度は、第三次朝鮮教育令（1938年制定。以下、第三次教育令と略）を機に初等教育からの全面実施が決定する。この時期に至り共学問題は、「民族の存立」を脅かす現実的問題として現れる。本稿ではこのような流れを念頭に置きながら、まずは「内鮮共学」という制度の持つ教授用語の問題を論じることによって、その根底にある「国語」をめぐる言語観の限界に触れてみたい。これは、第三次教育令期における上記のような問題を考察するためにも必要不可欠な作業である。

一 「内鮮共学」問題の前史

1894年7月に始まった甲午改革の翌年、1895年2月には「教育立国詔書」が発表され、韓国における「近代教育の導入」⁽¹²⁾が本格的に始まった。師範学校、外国語学校、小学校など各種学校が新設され、儒教の最高教育機関であった成均館も改編された。しかし1905年、統監府の下に置かれた韓国政府は、翌年の「学校令」の公布により、学校制度の再編を迎える。学校制度は修学年限が大幅に縮小され、全体的に簡素化された⁽¹³⁾。

1910年の併合後、翌年の1911年8月に朝鮮教育令が公布された。朝鮮教育令の基本方針は、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣」に基づく「忠良ナル国民」を作るための「簡易実用ノ教育」⁽¹⁴⁾で、その適用対象を朝鮮人に限定した。一方、内地人の教育機関は併合前から日本人居留民団によって設立されていたが、併合後は教育制度を内地のそれに依拠するとした。このように朝鮮における教育は、内地人と朝鮮人がはっきりと「区別」された教育制度を持ち、基本的には民族によって二分されていた。ただ、実業学校と専門学校は、朝鮮人と内地人の共学が前提とされていた。

弘谷・広川が各年の『朝鮮総督府統計年報』を基に作成した表によれば、小学校の就学率は1910年にすでに98%に達しており、内地人に対する普通教育はほぼ完全に普及していたという⁽¹⁵⁾。これに比べ、武断政治期（1910-19年）の朝鮮人の就学率は非常に低かった。しかし、このような状況は三・一運動を契機として変化した。

三・一運動は、総督府をはじめ内地に大きな衝撃を与えた。同時に朝鮮人内部でも、近代的教育に対する関心が高まったことは特筆すべきである。三・一運動勃発の原因の一つとして朝鮮人が内地人と「異なる」教育制度に不満を感じていたという朝鮮軍の認識⁽¹⁶⁾の下、三・一運動の後処理の一環として朝鮮教育令の改正が行われることになった。この過程で、最も大きく議論された問題の一つが「内鮮共学」実施範囲の問題であった。

二 「内鮮共学」の制度化

(1) 朝鮮教育令の改正⁽¹⁷⁾

1920年12月23日、朝鮮総督府は、訓令第六八号の規程により臨時教育調査委員会（以下、調査会と略）を発足させた。調査会の様子については、『朝鮮教育』⁽¹⁸⁾に調査会の規程をはじめ、構成委員⁽¹⁹⁾や2回にわたる会議の日誌などが掲載されている。翌年の1月7日から10日まで開かれた第一回調査会では、総督府の学務局長である柴田善三郎から参考案が提示された⁽²⁰⁾。その内容は、主に修業年限の延長と高等、師範教育の新設などが中心となっており、「内鮮共学」についての言及は見当たらない。この案をもとにした審議の結果、第一回調査会の答申は「当局ノ提示セラレタル要項ハ大体適当ノモノタルヲ認め左記ノ大綱ヲ決議セリ」として、

- 一、朝鮮ニ於ケル教育制度ハ民度事情ノ許ス限り内地ノ教育制度ニ準拠スルコト
- 二、朝鮮人ノ教育ニ関シ特別ノ制度ヲ設クル場合ニ於テモ各制度ノ下ニ内鮮人ヲ教育スルヲ妨ケサルコト
- 三、内地ト朝鮮トニ於ケル学校ノ連絡ヲ一層密ニスルコト
- 四、向学心ヲ尊重シ事情ノ許ス限り之^(ママ)ニ応スル施設ヲ為スコト⁽²¹⁾

の四綱領を挙げている。二にいう「各制度ノ下ニ内鮮人ヲ教育スル」ことについては具体的な説明がない。しかし、政務総監が調査会への挨拶のなかで、腹案について「内地の教育令と朝鮮の教育令との関係もありますが、朝鮮の教育令と云ふものがありましたから、凡そ之に根拠を置きまして（後略）」⁽²²⁾と語っていることから、恐らくこの段階では従来の別学制度を前提にしていたと思われる。

続く第二回調査会（1921年5月2-5日）では、第一回調査会の答申に基いて総督府が作成した具体的な諮問案が審議された。その結果、ほぼ総督府の提案通り五項目にわたる「朝鮮教育制度要項」⁽²³⁾が決議された。この要項で注目すべきことは、第二、三項にわたり「内鮮共学」について言及されていることである。第二項は「実業学校、師範学校、専門学校、大学予科及大学ニ於テハ内鮮人ノ共学ヲ行フ」としており、高等教育における「内鮮人」の共学がはじめて明文化されたことになる。第三項では小学校、中学校及び高等女学校には希望により朝鮮人の入学ができること、また普通学校、高等普通学校及び女子高等普通学校に日本人が入学できることを規定している。しかし附記では、「内地人ノ教育ハ内地ノ制度ニ依リ行フ」とあり、改正される朝鮮教育令の対象は従来同様、朝鮮人のみであることが明記されている。つまり要項は、高等教育においては内鮮「共学」、普通教育においては内鮮「別学」であり、「希望」により「内鮮共学」を許すという方針であった。こうして三十二条からなる総督府の教育令案は内地で審議されるようになった。

枢密院では、五回にわたり朝鮮教育令案及び台湾教育令案の審査委員会が開かれた。その様子は、簡単ながら残されている委員会録⁽²⁴⁾を参考に探ることができる。まず1921年12月14日の第一回審査委員会では、委員長の浜尾顧問官から朝鮮と台湾の教育令案の立案についての説明が求められた。さらに一木顧問官は、中等程度の学校において台湾は共学を行うのに対しなぜ朝鮮は行わないかと聞き、これらに対する両総督の応答があった。二日後の16日に行われた第二回審査委員会では、朝鮮と台湾の教育令の条項に関して具体的な議論が行われた。大学の設置問題や、普通教育の修業年限などに関する議論とともに、共学に関しては特に台湾の問題が問われている。三回目の審査委員会は、委員のみで提出された質疑を整理・審議する場であった。この場では一木、富井、平山、安広顧問官らが学校名称の統一について議論し、最後に浜尾委員長が「学校ノ名称ノコトハ従来ノ慣用モアレハ或ハ之ヲ存スルモ可ナラムモ内容及目的ニ付法文ノ用語ヲ同シスルヲ可トス」とし、閉会した。

ここで注目したいのは、審査委員会の過程で提出された理由書である。これには、協議項目に入っていない普通教育に関する「(甲)普通教育ヲ内鮮人ノ共学トナス能ハサル理由」が提示されている。その内容は、以下のとおりである。

- 一、歴史、習慣、思想ナド内地ト朝鮮トハ相違セルモノアリ為ニ共学ハ内鮮人両者ノ為ニ共ニ適切徹底セル教育ヲ施シ難シ
 - 二、内鮮人共ニ共学ヲ希望セス強テ之ヲ共学ニスレハ朝鮮人ハ同化ヲ強制セラルヘシト誤解シ内地人ハ学校ノ程度ヲ低下セラルヘシト考ヘ双方ノ反抗ヲ起スヘシ
 - 三、言語又ハ国語力ノ相違アリ
 - 四、民度同シカラサルヲ以テ朝鮮人側ニ於テハ普通学校、女子高等普通学校ノ修業年限ヲ内地人側ト一律ニスヘカラス
 - 五、内鮮人両者ヲ共学セシムルニ当リ勢ヒ多数朝鮮人教員ヲ採用スルコトトナリ朝鮮人教員ヲシテ内地人子弟ヲ教育セシムル場合ヲ生シ内地人ノ国民思想養成上遺憾ナルモノアルヘシ 若シ内地人教員ノ数ヲ多カラシメムカ経費ノ増加ヲ来スノミナラス朝鮮人職業ノ一部ヲ奪ヒ統治上面白カラサル結果ヲ来スヘシ
 - 六、現在内地人ト朝鮮人トハ学校費負担ヲ全ク別ニス今之ヲ共学トスレハ就学歩合ノ著シキ懸隔アル結果内地人ノ入学ニ支障ヲ来スカ又ハ経費負担上ノ関係ニ付紛糾ヲ来スヘシ
 - 七、内地人又ハ朝鮮人ノミヲ教育スル官公立学校無キニ至レハ共学ヲ嫌フモノハ勢ヒ私立学校ニ走り内地人側ニ於テハ現在ノ学校組合ノ如キモノヲ私設的ニ組織シテ私立学校ヲ立テ朝鮮人側ニ於テハ現在ノ私立学校又ハミツシヨ学校ノ隆盛ヲ来シ学校ノ内容不完全トナリ又之カ監督上多大ノ困難ヲ生スルコト無シト限ラス
- 以上ノ理由ニ依リテ普通教育ノ共学ハ今直ニ之ヲ朝鮮ニ実行スルコト能ハス暫ク内鮮

人ニ依リテ之ヲ區別スルヲ得策トス⁽²⁵⁾

朝鮮における調査会の要項で見たように、普通教育において朝鮮総督府は「別学」の立場を維持していた。しかし枢密院では、第一回審査委員会で台湾での中等教育における共学問題が言及され、第二回でも議題として持ち上がっている。この過程で、恐らく台湾ですでに内台人の共学が普通教育レベルで行われていることを知った議員たちから、朝鮮では普通教育で共学を実施しない理由についての質疑があったと考えられる。実際、第五回審査委員会では「台湾総督カ勅令ノ規定ニ違反シテ初等教育ニ内台人ノ共学ヲ行ヒタルノ事実ヲ不問ニ付スヘキ」とし、「枢密院トシテハ之ニ言及セサルヲ可トスルコトニ一決」となった。上記の理由書はその質疑に対し、普通教育における「内鮮共学」問題の弊害を説明したものと思われる。歴史、習慣、思想、言語が違い、共学を実施したところで教えられる教師が用意⁽²⁶⁾されているわけでもなく、学費負担の問題や、私立学校管理の問題にまで共学不可の理由は多岐にわたる。これを見る限り「一視同仁」、「差別撤廃」はおろか、共学の実施すらそもそも困難であるように思われる。

ただ、この議論に対して当局が特別にこのような理由書をつけたことは、「内鮮共学」実施の問題が朝鮮教育令改正において重要な議案であったことを示唆している。改正が三・一運動の鎮静化の側面をも持つことを考慮すれば、朝鮮人の反応を予想し、その内容を決めるのは当然ともいえる。理由書の「二」でも確認できるように、共学の範囲を普通教育にまで拡大することを朝鮮人は「同化」であると「誤解」する。さらに朝鮮に住む内地人も共学を望んではいない。このようなことを総督府は明確に把握し、共学範囲の拡張を躊躇した。また、言語の違いに関しては、わざわざ「一」とは別の項目を設け、言語または「国語力」に違いがあるため共学は望ましくないという態度を示している。1919年12月末当時、総督府の調査によれば「朝鮮人にして国語を解する者」は2.0%程度⁽²⁷⁾であり、「国語力ノ相違」を物語っている。このような状況では、歴史・習慣・思想の違いとは別の脈絡で、言語の違いが共学実施において障害になるということを暗示しているともいえる。

とにかく、修正案は持ち越され、翌年1月25日には再び枢密院会議が開かれた。この会議では、まず朝鮮教育令に対して内地人と朝鮮人間の差別を撤廃して両者を同一勅令に依拠すると規定したうえで、普通学校においては内地人と朝鮮人の学校の区別を原則とするが、「特別ノ事情」⁽²⁸⁾がある場合において「内鮮人共学ノ制ヲ認ム」⁽²⁹⁾としている。また実業教育、専門教育、大学教育及び師範教育に関しては内地人と朝鮮人による学校を区別せず、「内鮮人」の共学を学制上の大趣旨とするとされ、総督府の意思が貫徹できたといえる。しかし、今まで見てきたように「内鮮共学」制度の実施に際し、内地の審議過程では共学範囲をめぐる意見の食い違いが存在した。これは支配者側で必ずしも足並みが揃っていたわけではなく、この制度が支配者側にとって不安定要素であったことを意味する。

(2) 日本人の「内鮮共学」に関する認識

調査会の会議の過程でなぜ「内鮮共学」の規定が加えられたのか。前節で見た調査会の日誌だけではその理由は判然としないが、まず考えられるのは、当時の内閣が植民地に対し「内地延長主義」を取っていたためであろう。原敬(1856-1921)は、朝鮮の教育について、「朝鮮モ内地モ全く同一ナル制度ヲ布イテ可ナリト信ス、即チ行政上・司法上・軍事上其他経済・財政ノ点ニ於テモ、教育・指導ノ点ニ於テモ全く同一ナラサルヘカラス」⁽³⁰⁾と述べている。広川は、このような原内閣(1918-1921)の朝鮮教育再編の方針を第二次教育令成立の前提としており、原の懇請を受けて朝鮮行政改革に携わった水野錬太郎(1868-1949)政務総監の存在に触れている⁽³¹⁾。このようなことから考えて、総督府としては内閣の立場を尊重する必要に迫られていた可能性がある。もう一つ、既に取り上げた『朝鮮教育』には、「朝鮮教育上最も留意すべき点一各方面の所見」という特集が生まれ、教育関係者だけでなく、様々な分野の日本及び朝鮮の有力者からの文章が寄せられた。投稿記事と共に特集欄の日本人の意見に注目してみると、日本人の朝鮮教育観と、「内鮮共学」に対する認識を垣間見ることができ、このなかで「内鮮共学」問題の浮上に関する手がかりを見つけることができる。

まず注目すべきは、調査会にも出席していた貴族院議員・文学博士である澤柳政太郎の投稿である。澤柳は「自分は大体共学を可とする者である」⁽³²⁾としながら、「内鮮人」をともに学校に入れると種々の点で不便と不都合が生じると聞いているが、そのような不利益は「格別大なるものではない」と述べる。さらに彼は、「四海同胞主義」、「人類相愛主義」の実現のために「内鮮人」の融和を図り、その手段として共学を行うことは大きな意味があるとして、「内鮮共学」は「人道主義の立場より観て世界に向つて大に誇るに足べきこと」⁽³³⁾と主張している。

次に、同じく調査会に参加した貴族院議員・慶応義塾大学学長である鎌田栄吉の記事でも「内鮮共学」に関して議論している。鎌田は「内鮮共学と云ふことは大賛成」であるとす⁽³⁴⁾。彼は、共学が「内鮮融和」のための唯一の方法ではないが、最も重要なものの一つであると考えていた。鎌田は内鮮人が常に接触すれば互いに似通ってくると前提し、そのためには無邪気な時から互いへの接近が必要であり、それには共学が最も必要であると主張した。鎌田は「同化」について、朝鮮人を内地人のように、あるいは内地人を朝鮮人のようにするという意味ではなく「互に近寄つてさうして一つの共通の点が相互に出来て来ると云ふこと」であるとし、このように両者が「同化」すれば、「教育上の用語に就ての議論の如きは事実に於ては何でもないこと」になると断言する。鎌田によると、日本語と朝鮮語の構造が同一であることは、「思想を現す順序が同一」であることを意味し、これは双方の意思疎通において「最も都合の好い要素」である。しかもこのような点は第二の問題で、「共学さへすれば之等のことは殆ど自然に解決」できると述べている。鎌田は、

共学を実施するに際しての言語的問題に気づいていたと思われるが、これについて極めて楽観的な立場を取っている。

澤柳と鎌田の主張を総合すると、「内鮮共学」は「四海同胞主義」の時流に適合するもので、朝鮮人と内地人との融和を図り、「同化」をなすための最も効率的な方法である。両者は、調査会の第1回の会議後、それぞれ講演会を開いており、調査会のなかである程度影響力を持っていたと思われる。このような人々が「内鮮共学」に賛成した事実は、会議の議題として「内鮮共学」問題が浮上する可能性を示唆する。

共学に賛成の意を表した日本人は澤柳・鎌田両氏だけではない。例えば忠清北道清州郡守の山崎駿二(1878-?)は、「朝鮮教育に関し心付きたる一二の事項」という文章で、朝鮮の教育は新政以来長足の進歩を遂げたとしながら、朝鮮教育に関して特に留意すべき6つの事項を挙げている。その事項として山崎は学校設備や教育方針、実業教育などに言及しながら、4番目の事項として「中等以上の教育は内鮮共学にすること」を取り上げる。彼は共学の実施時期について、「内鮮児童」の家庭組織と旧来の習慣などの相違のため、初等教育から実施することは困難であるとする。しかし「普通学校卒業生と小学校卒業生とは共に中等学校に於て同様の教育を施すは何等の不都合なきのみならず、寧ろ将来国民の中堅たるべき知識を与ふる上に於て、無差別の教育を施すは頗る機宜に適したるもの」と、中等以上の教育は「内鮮共学」とすることを主張している⁽³⁵⁾。

また慶尚北道永川郡の山名文蔵は、新日本を作るために最も緊要なのは「内鮮同化」であり、そのためには「国語国文の統一に成功」すべきであるという。山名は「内鮮共学」を一日でも早く実施し、「之れに依つて国語国文の統一を計」り、幼年期から互いの言語を「自然と会得」することによって「然るときは彼等成人と共に相抱擁し、相共に嬉々として理想的に公私の事を快談し自然に同化の実績を挙ぐる」⁽³⁶⁾べしとしている。咸鏡北道評議員の下国良之助(1862-1931)は、朝鮮の教育上の進歩を喜びつつも、内地にいる一千数百人の朝鮮人留学生などを指導しなければ、彼らは「帰国しても職業を得ず常に不平をを唱へ、所謂権利のみ主張する遊民が益々増加すると思ふのであります」とその前途を憂慮する。下国はその救済策として総督府学務局内に留学生督学官及督学を新設し、学生の監督指導に励めば、朝鮮の学生といえども日本のために奉仕貢献するはずという。また自身を「内鮮人共学」を主張する一員と称し、幼青年期から薰陶すれば、「老いては竹馬の友として睦み、学成りては同窓として親しむ事が出来る」⁽³⁷⁾といいながら、特に女学校における共学の実施を求める。彼は「鮮人の女の子は無邪気で活発で伶俐で加ふるに姿勢整しく真に愛らしき情味ある」と朝鮮の女性を評価し、「内地女子の大に学ぶべき価値があり」としている。

このように、各人により実施時期に多少の違いは見えるが、概ね幼少期からの共学を主張する意見が多く、その目指すところは「同化」であった。これは彼らにとって、主観的には日本人と朝鮮人の「平等」を意味するものであった。

「内鮮共学」に賛成する日本の有識者たちは、それぞれの考える「同化」を目標にその手段として共学を制度化する必要があることを主張した。彼らは、共学を通じて「国語国文」を統一することを喫緊の問題として考えていた。日本の有識者たちにとってこの問題は、「内鮮人」が幼少期から交じり合い言語を習得し合えばよい、共学さえすれば言語の問題は「自然に解決」できる、共学の実施は「何等不都合なき」ものというように簡単明瞭な問題であった。こうした態度は、名目的には朝鮮人と内地人の教育の同一化を謳いつつも、実質的には「同化」の強制を留保せざるを得ない総督府の事情とは距離があるように思われる。

三 朝鮮知識人から見た「内鮮共学」

(1) 朝鮮知識人の教育問題に対する意識——「熱烈ナル要望」

第一章で触れたように、武断政治期の朝鮮の人々は、「近代的教育」に積極的な姿勢を見せなかった。実はこのような傾向は併合以前から存在しており、従来漢文教育を重視していた朝鮮において、開化期に設立された「新式学校」への就学率は非常に低かった。さらに併合後には、学校そのものを「植民地教育」として拒否し、「普通学校には日本人が来て、日本のために教育管理をしていると誤解」⁽³⁸⁾ するなど、総督府の教育に対して不信感を抱いていたことも相まって、就学率は低迷し続けた。普通教育の普及を目指す総督府の意図とは裏腹に、朝鮮人は在来の初等教育機関である書堂や、宣教師あるいは朝鮮人により設立された私立学校に集中した⁽³⁹⁾。このような状況を打破すべく、総督府は普通学校の学費を免除し、教科書は無償で配布するなど苦肉の策を強いられていた。

しかし、三・一運動を期に朝鮮人の「近代的教育」に対する関心と要求は高まり、普通学校に生徒が「殺到」⁽⁴⁰⁾ するようになった。三・一運動後、新しく赴任した朝鮮総督斎藤実^{まこと} (1858-1936) により「文化政治」が提唱され、一定の言論・集会・結社の自由が認められると、1920年には朝鮮人の教育振興を目標とする普通学校設立運動、1922年には朝鮮人が経営する大学設立を目指す私立大学期成運動などが起こり、「朝鮮教育会」など「近代的教育」の普及を提唱する様々な団体が組織された。このような潮流のなかで組織されたソウルの「朝鮮教育改善会」⁽⁴¹⁾、釜山の「朝鮮教育改善期成会」⁽⁴²⁾、青洲の「教育進展期成会」⁽⁴³⁾ などの教育団体は、総督府当局や臨時養育調査委員会に対して教育令改正における意見を提示し、教育環境の改善などを積極的に求めた。

さらに1920年に創刊された『朝鮮日報』と『東亜日報』をはじめ、朝鮮語による各新聞雑誌には、朝鮮の教育問題に対して多くの朝鮮知識人から記事が寄せられた。世界の繁栄、落伍はすべて教育次第で、教育と文明の必要性を自覚しなければ「人類としての価値は消滅」してしまう。従って「教育と文明という二つの言葉を標準としてこそ新世界の安楽と福楽が将来我々の前に現れる」ことを悟り、教育に尽力すべきである⁽⁴⁴⁾ というような論

調は多かった。

また、総督府が枢密院に提出した資料では、朝鮮教育令改正には朝鮮の「知識階級ノ熱烈ナル要望アリ」⁽⁴⁵⁾と朝鮮の知識人からの要求を最も大きい理由の一つとして挙げており、朝鮮人の認識の変化が窺える。同様に「学制改正ノ一般的理由」⁽⁴⁶⁾でも、学校で漢文を十分に教えず、実業科目を教授することに不満を感じていた朝鮮人たちが、教育内容の改善を求めていると記している。このなかで総督府は、「熱烈ナル希望」のある普通学校の修業年限延長を「急施ヲ要スル」懸案として提示しながら、朝鮮人の普通教育に対する要望を押えるのは「無理」であると述べる。その要望は、「朝鮮教育制度ノ不備ヲ呪ヒ、施設ノ方針ヲ疑ヒ、遂ニ不良ノ徒ト化スルカ如キ危険少ナカラス」として、教育の不備が朝鮮人の更なる暴動につながりかねないと支配者側が懸念するほどのものであった。

教育への関心が高まった朝鮮人にとって、教育制度や教育内容と直結している教育令の改正は焦眉の問題として注目を集めた。臨時教育調査委員会が組織されると、教育令改正に向けての動きが逐一各種朝鮮語メディアで報じられた。朝鮮の知識人は教育令改正の内容を明らかにしない総督府の態度に対して、「在来の秘密専制政治」から抜け出していないと非難の声を上げた⁽⁴⁷⁾。しかし、彼らはやはり総督府の教育改革に大きな関心を持っており、その方針を大きく学校増設、教育審査会の設置、経費の問題、用語問題に分けて分析している。特にこのなかで最も強く要求されたのは、教授用語の朝鮮語化であった。

(2) 「教授用語」の問題 —— 朝鮮人のための教育への要求

併合以降の学校教育の現場での授業は、国語で行われていた。『東亜日報』の社説では、このような在り方に従来から強く反感を持っており、日本語の強制を廃止し、学校における教授用語の朝鮮語化を次のように訴えていた。

吾人は十歩百歩を譲って、言論の圧迫、集会結社の拘束、出版信書の自由の剝奪、信教の自由の侵害に対する苦痛を全て忍耐するとしても、朝鮮語の圧迫、即ち教育用語を日本語として強制する弊害と苦痛に対して忍耐することができない。(中略) 人民の進歩発達の最大の原動力なる教育を朝鮮語を以ってなさず、朝鮮人に秋毫の理解もない日本語をもって教育用語として強制しているのに、どうして朝鮮人の進歩と発達の敏速を期すことができようか。(後略)⁽⁴⁸⁾

この社説は、朝鮮を経済、学術、思想など諸方面で立ち遅れた「落伍者」として描写する。そういう朝鮮人がいざ世界列強と同一の地位に到達しようとも、教育用語が日本語であっては列強に到底追いつけないと、教授用語の朝鮮語化を主張しているのである。他にも、普通学校教員講習会に集結した教員約50名による、朝鮮人教員の待遇及び教育方針の

改善に関する決議のなかにも「初等教育の教授用語は朝鮮語を使用する」⁽⁴⁹⁾ ことが明記されている。当時朝鮮中央基督教青年会長を務めていた尹致昊 (1865-1945) も、朝鮮人教育の精神は「自助自立性を十分涵養」するにあり、「内地人学生等が漢文と和文を並学するに依り其の脳力に二重負担を加へらるゝは内地の教育家の等しく歎惜已まざる所、況んや朝鮮学童の脳力の負担は三重となるに於てをや」⁽⁵⁰⁾ として、初等教育の教育用語を朝鮮語にすることを望んでいた。同様の主張は教科書編纂にも及び、教育令改正に伴う教科書改正に対しても、普通学校の教科書と用語を全て日本語にすることは児童の負担になり、能率が低下するので、「日本語は国語の科目として厳格に学習を奨励し、一般科学に関する教科書はこれを朝鮮語で編纂することを絶叫」⁽⁵¹⁾ するという意見が散見される。

このような世論は、上記で触れた釜山の教育改善期成会の建議書にも表れている。この建議書は、朝鮮人の教育において「固有の民族性を尊重し、人類共栄の精神に立脚し従来如き無理解な盲従主義と植民地教育主義を根本的に撤廃する事」、「普通学校の教科書は、国語読本以外は全て朝鮮語で編纂し、教授用語は国語読本の教授時以外は一切朝鮮語を使用」⁽⁵²⁾ することなどを要求している。このように、朝鮮の知識人は「教授用語を朝鮮語にするよう強く要請した。

こうしたなか、教育令改正に伴う「内鮮共学」実施の情報が朝鮮の知識人に伝わると、彼らは反対の姿勢を見せた。まず、調査会の「進歩派教育者の代表」⁽⁵³⁾ であった高元勳は、普通教育の教授用語について次のように述べている。

国語は形式上国語となるは論じるまでもないが、実質上一種の外国語であり (中略) 学生児童にして莫大な犠牲を払う必要を認めざるを得ない。国語普及に没頭する論者或は普通教育時代から日本人児童と朝鮮人児童の共学を主唱する者が居るが、これは国語で教授することを前提とした意見であり (中略) 万が一朝鮮語を以って教授することを前提とするならば、敢えて共学論を主唱する者は皆無であることを信ずる (後略)⁽⁵⁴⁾

わずか三人の朝鮮人委員の一人であった高元勳は、日本語を教授用語にすることは、朝鮮人の児童にとって「興学の趣味を頓挫」させ、「児童の頭に病的状態を与え」と激しい批判を加えている。高によると、内地人と朝鮮人を共学にすれば、教授用語は当然日本語になってしまう。そうなれば、朝鮮人の児童は授業に付いていくため、まず日本語を覚えなければならない。その分朝鮮の児童は内地人児童に遅れを取ってしまい、劣等な存在になるは自明であるというのである。従って高は、教授用語の完全な日本語化を避けるべく「内鮮共学」に反対していたのであり、「内鮮共学」に反対する朝鮮知識人の多くは、このような認識を共有していた。換言すれば、彼らが反対したのは「内鮮共学」そのものというよりは、むしろ教授用語の日本語化により、朝鮮語の教授用語への途を閉ざされてしまうと

いう危惧のためであった。教授用語を日本語にすることは、朝鮮の知識人にとっては「朝鮮人を日本人化する唯一の方便」であり、その同一線上に共学問題があるため、共学に反対の立場を取ったのである。

同様の意見は、第二次調査会に参加するため朝鮮を訪れた鎌田栄吉に対する『東亜日報』の批判⁽⁵⁵⁾からも現れる。この記事によると鎌田は、「朝鮮語はじき滅亡する」ため朝鮮語を教授用語にする必要はないと発言したようだが、これに対して記者は「朝鮮語がじき滅亡するという断言は少なくとも朝鮮民族がじき滅亡するという前提」から出たものとして、「滅亡を信じる民族のために、教育制度の調査に励む者は実に無用」と批判している。発言の事実関係はさて置き、第二節で検討した鎌田の投稿を見る限り、彼が朝鮮における日本語と朝鮮語をめぐる諸問題に対して深く考えていないのは事実であろう。とにかくこの問題に関して、朝鮮語の滅亡と朝鮮民族の滅亡を同一視する朝鮮の知識人と、内地の知識人の間に温度差があったのは間違いない。

朝鮮の知識人たちは、朝鮮民族の命運は朝鮮語にかかっていると考え、民族保持のため教授用語を朝鮮語にすることを絶えず主張した。朝鮮人にとって「今日我々の国語である日本語は実質上は外国語」であり、外国語が自国語同様に上達することは「尋常な修養では到底不可能といっても過言ではない」のである。さらに教員の大多数が朝鮮人であるため「教授上用語（日本語）の不十分なことは勿論、特に理解力と持久力に欠ける児童」には日本語を理解する能力はない。日本語を教授用語として強要することは、朝鮮だけでなく日本にも有害無益であると朝鮮の知識人は訴えた⁽⁵⁶⁾。

このような要望を受けてか、教授用語の問題は「教育調査委員会において最重要論点」として浮上した⁽⁵⁷⁾。調査会の資料のなかで教授用語を議論した記録は確認できなかったが、この記事を見ると、内地の審議に向かうまでの過程で教授用語の問題が議論されたのは事実であると思われる。

しかし、結局教授用語の朝鮮語化は「絶望」を迎えてしまう。第二節で見たように、調査会で原案が通過した時点で「用語問題は原案に挿入すらされていない」⁽⁵⁸⁾だったのである。さらに、教科書調査委員会でも朝鮮語の教科書編纂は受け入れられなかった。これには、法的に学校での教授用語を日本語にするという規定さえどこにもなかった⁽⁵⁹⁾という事実とともに、教授用語の問題が単純にどんな言語で教えるかの問題に止まらないことを、総督府が承知していたという背景があるだろう。

このような総督府の教育政策に対し、朝鮮の知識人は「有名無実の委員会を組織し金銭だけ無駄遣いすることは乱用」⁽⁶⁰⁾であると、失望感と不信感を露にした。結果として、共学は制限的に行われるようになり、普通教育における「内鮮共学」は一旦免れたが、教授用語の問題が内地の教育令改正の審議過程において議論されることは一度もなかった。朝鮮の人々が反対していた「内鮮共学」の根底にある理由に触れることなく、朝鮮教育令の改正は行われてしまったのである。ただ、朝鮮教育令改正原案が決定した後も、共学反対

の意見が消えることはなかった。

現今問題の焦点になり議論が紛糾しているのは、朝鮮人と日本人の共学問題で（中略）共学問題の是非を決断する根本標準として吾人が提唱せんとする処は、一、教育の精神であり、二、用語の問題であり（中略）日本語が朝鮮の家庭内で通用できておらず、従って朝鮮幼児の耳目から論じると「父母の言語」ではなく（中略）「兄弟の言語」でもなければ「友達の言語」でもなく（中略）このような社会的自然状態を無視し、順理に逆行し、一種の目的の達成に没頭することにより、解得し難い用語を以ってある主義と一定の知識を強制するのは、児童に対して（中略）その発達を阻害し、従ってその将来社会生活に惨憺な落伍の運命を予定することになり（後略）⁽⁶¹⁾

この社説の結論は、総督府が教育を通して「神聖なる目的を達成」しようとするならば、教育は児童の用語を標準とすべきであるということである。記者は共学の根本問題として教授用語があるとし、普通学校及び男女高等普通学校においては朝鮮語で教えるべきで、共学を強要するのは不可であると主張する。朝鮮人にとって「内鮮共学」を通して教授用語を日本語にするのは「社会的自然状態を無視し、順理に逆行」することだからである。

四 「日本帝国」の「国語」の限界

今まで考察してきたように、教育制度としての「内鮮共学」問題は、朝鮮の知識人にとって朝鮮語の問題につながっていた。これに比べ、共学に賛成する内地の知識人たちは、この問題に対して楽観的であったように見受けられる。このような認識の違いはなぜ起きるのか。

イ・ヨンスク（李妍淑、1956年生）によれば、「国語」は「明治日本がその意思を凝縮して誕生させた近代の申し子」⁽⁶²⁾である。その基礎を作り上げた上田^{かずとし}万年（1867-1937）は、「国家」の構成要素のうち人種、歴史、言語を最も重要視した。これら三つの要素が他の要素よりも人為性に左右されない点が、「国家」を自然化しようとした上田の意図に合致したからである。「国語は帝室の藩屏なり 国語は国民の慈母なり」⁽⁶³⁾という上田によって、「国民」が「国家」のなかで「国語」を話すのは「自然」なこととして位置づけられたが、上田は「国語」も「国家」も日本にのみ限定された概念として扱っていなかった。彼はその有機的結びつきを、普遍的に妥当するものとして定立していたのである。これはフンボルト Karl Wilhelm von Humboldt（1767-1835）以来、言語と民族の精神的有機的結びつきを強調するドイツの言語観を模範としたものであった⁽⁶⁴⁾。

一方、朝鮮では19世紀末になり「近代国家」の樹立を目指す過程で「自国語」の確立に対する認識が高まり、固有の文字である「^{オンモン}諺文」が「国文」としての地位を獲得するよう

になる。これに伴い、朝鮮では「国文専用」文体、「国漢文混用体」という文体が成立した。このような文体は、近代印刷技術の導入とともにより広く普及可能な基盤が形成され、併合の前からすでに各種新聞や教科書に使用され始め、「近代的教育」においても機能していた。このような状況は、上田のいう「国語」と「国家」の、普遍的に妥当な関係を体現する過程にあったともいえる。朝鮮人には朝鮮の言語があり、それをを用いることは普遍的でごく「自然」なこととして認識された。しかし植民地化した朝鮮で朝鮮人は、ある日突然外国語である日本語を「国語」として強要され、教育されることになった。「国民」が「国語」を用いる自然であるべき現象が、植民地朝鮮においては「不自然」なことになってしまったのである。「日鮮同祖論」を唱えた言語学者として知られる金沢庄三郎（1872-1967）は、併合直後に発表した論文で次のように述べている。

或人々は学校の用語を日本語のみと限りさへすれば、二三十年の後には追々朝鮮語に代つて、半島全土国語の通用を見るべきかの様に考へて居るらしいが、これは甚しい誤解で、どんなにしたとて、自然の天則に支配せらるゝ言語の発達を左右することは出来ぬ。（中略）家庭語としての朝鮮語，社交語としての日本語，この両者は何処までも睦じく相携へて進み（中略）朝鮮語は我帝国の一方言として，帝国語の中に包含せられるべきものである。（後略）⁽⁶⁵⁾

上田万年に代表される言語イデオロギーの影響のもと、金沢は朝鮮の地で生まれた朝鮮人が朝鮮語を用いることは「自然の天則」であるとし、「朝鮮語排斥を基礎とする日本語の普及策は必ず失敗に終る」⁽⁶⁶⁾とまで断言する。しかし、植民地において「国語」としての日本語の普及は行われるべきである。この両者を両立させる方法として、金沢は朝鮮語を日本帝国の方言の一つとして位置づけ、家庭語として維持すべきであるとし、教授用語も専門学校以上になって初めて日本語を本位とするのが「自然の順序」であるとした⁽⁶⁷⁾。このような議論は、「日本帝国」の「国語」が決して植民地朝鮮において「自然」なものではないことを裏付けると同時に、「国語」の限界を露にする。その限界は、外に進出する前の「国語」が帝国化した日本の「国語」になるとき、必然的に生じるものである。その限界を抱えたまま「国語」は植民地に移植されたのである。上記の金沢の主張は結果的にほとんど理解されなかったが⁽⁶⁸⁾、それは内地の知識人が言語の問題に対して楽観的でいられたことと決して無関係ではない。金沢のいうように、「我国の人は言語を余り軽く考へ過ぎる弊があ」⁽⁶⁹⁾ったのかも知れない。

植民地朝鮮の知識人が、「国語」が「近代の申し子」であることに気づいていたかどうかここでは論じられないが、彼らは朝鮮人にあるべき「自然」な言語状態を取り戻すべく努めた。その一つの事例が、教授用語の朝鮮語化を求め、「内鮮共学」に反対することだったのではないだろうか。朝鮮人が日本語で教育を受けることは「社会的自然状態を無視し、

順理に逆行」することである。その認識の根拠は、他でもなく「国語」の根底にある「民族と言語の一体性」⁽⁷⁰⁾ だったのである。その後も朝鮮人は、「民族語」を以って教育を受けられるよう、絶えず訴えていくことになる。

おわりに

三・一運動は、植民地朝鮮に多くの変化を引き起こした。その最たるものが第二次教育令の制定であった。総督府は、教育令の改正を通じて、内地人と朝鮮人の「差別」を撤廃することを掲げた。朝鮮における制度的「差異」をなくし朝鮮人をなだめる、それが朝鮮総督府の教育令の改正で目指す一時的目標であったのに対し、内地では植民地全体の問題として教育の在り方が問われており、支配者側の内部でも様々な意見の食い違いが存在した。内地人と朝鮮人の共学制度をめぐる議論は、その現れである。結局初等教育の別学制度採択により「学制の併合統一」は実現せず、第二次教育令を通じた「差別」の撤廃は先延ばしになった。ただし改正の過程を通し浮上した共学制度そのものが、支配者側にとって「内鮮融和」のための有効な手段として位置づけられたのは確かであり、いずれは初等教育からの「内鮮共学」実施を目指していた。一方、朝鮮の知識人にとって「内鮮共学」は、教授用語の枠を超え、民族の未来を想起させる問題であった。

「内鮮共学」が支配者側からすれば「差別をなくす」制度だったのに対し、朝鮮の知識人にとってそれは「朝鮮人の個性をなくす」制度だったのである。このような認識の壁は、「日本帝国」の「国語」が持つ思想的限界を土台にして高くたちはだかっていた。朝鮮の知識人にとって「内鮮共学」に反対することは、朝鮮人本位の、「自然」な教育を授かるべく朝鮮語の位置を決定するための核心的な行為であった。しかし結果として、支配者側がこの問題を省みることはなかった。

この後「内鮮共学」問題は、中国との全面戦争に備えるべく改正された第三次教育令期(1938-43)において再び顕在化する。朝鮮人に対する普通教育が内地の小学校令に統合されると、朝鮮語は随意科目として位置づけられ、「内鮮共学」は普通教育から実施されるようになる。この時期の「内鮮共学」問題は、朝鮮語の教科目自体の存立、さらには朝鮮語の存廃と直結する問題として現れる。

1937年11月、朝鮮総督府が作成した「朝鮮人志願兵制度実施要綱」には、学務局が同年8月に作成した「国民教育ニ対スル方策」⁽⁷¹⁾ が含まれている。その第二項「教育内容ノ改善、刷新」の内容のなかで真先に記されているのは、「内鮮学校ノ名称統一ヲ図ルト共ニ之カ教育内容ヲ刷新シ(中略)学校ニ於ケル朝鮮語ノ教授ハ逐次之ヲ廃止スル如ク措置スル方針ナリ」ということであった。これは「内鮮共学ノ一元的統制ヲ実現」するため翌年改正された第三次教育令の主旨⁽⁷²⁾に通じるものである。「内鮮共学」の全面的実施をためらっていた総督府が、ついに朝鮮人に「日本国民たる自覚」を徹底させるため共学の範囲

を広げるとともに、学校における朝鮮語教育を徐々に廃止する方針に舵をきったのである。これを受けて朝鮮では「朝鮮語科目の存廃問題は法令審議当時から世論的」になった。朝鮮人からすれば、朝鮮で「国語だけで生活できる」というのは「勘違い」で、「朝鮮内でいくら国語が普及するとしても、朝鮮語が分からず朝鮮に暮らすことがどれだけ不便なことかは現在朝鮮にいる日本内地人皆が痛感するところ」であるとし、朝鮮語教科の必須科目化はもちろん、朝鮮に暮らす限りは内地人であっても、朝鮮語を学習した方が断然便利であるとまで主張する⁽⁷³⁾。「民族が存続しようとする限り、その民族が自らの母語の権利を主張するのは当然」⁽⁷⁴⁾であり、朝鮮人は自らの存続のため、母語の権利を訴え続けていった。「民族の存続」と直結する「内鮮共学」問題が、第三次教育令期においてどのように展開されていったかは、今後の課題としたい。

【注】

* 人名及び一次史料中の漢字の旧字体は、引用に際し原則として新字体に改めた。

- (1) 1911年勅令第二百二十九条の朝鮮教育令では、第一条で「朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル」とし、第二条では「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」とした上で、第五条で「普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ政策ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス」としている。「朝鮮教育令中ヲ改正ス」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A01200189700, 大正9年11月, 公文類聚・第四十四編・大正九年・第二十四卷（国立公文書館）。
- (2) 『子爵斎藤実伝』第二卷（国防経論篇, 朝鮮統治篇）, 財団法人斎藤子爵記念会編, 1941年11月, 447頁。
- (3) 「朝鮮教育令中ヲ改正ス」前掲史料。
- (4) 本稿では、内地人（在朝日本人）学生と朝鮮人学生が同じ学校で修学することを、「内鮮共学」の一次的意味として使用する。
- (5) 主要な先行研究を列挙しておく。
 - ・佐藤由美『植民地教育政策の研究——朝鮮・一九〇五——一九一一』龍溪書舎, 2000年2月。
 - ・田中菜採子「日本の韓国併合・朝鮮統治と教育政策——日本人顧問政治期（1904）から朝鮮教育令改正（1922）まで」『紀尾井史学』20, 2000年12月, 23-32頁。
 - ・稲葉継雄『朝鮮植民地教育政策史の再検討』九州大学韓国研究センター叢書1, 九州大学出版会, 2010年10月。
 - ・鄭在哲『日帝의對韓國植民地教育政策史』一志社, 1985年12月。
 - ・제은숙『일제하 조선인의 중등학교 진흥운동 (1919-1925)』서울대학교大学院碩士論文, 1993年8月。
 - ・李興基『日帝의 中等学校 재편과 朝鮮人の 대응 (1905-1931)』서울대학교大学院碩士論文, 1998年8月。

- ・韓祐熙「日帝植民地統治下朝鮮人の教育熱에 관한 研究 —— 1920 年代 公立普通学校를 중심으로」『教育史学研究』2:3, 1990年2月, 121-135頁。
 - ・오성철『식민지 초등교육의 형성』교육과학사, 2000年2月。
 - ・朴喆熙『植民地期韓國中等教育研究 —— 1920-30年代 高等普通学校를 중심으로』서울대학교 大学院博士論文, 2002年8月。
- (6) 広川淑子「第二次朝鮮教育令の成立過程」『北海道大学教育学部紀要』30, 1977年10月, 73-89頁。
 - (7) 弘谷多喜夫・広川淑子「日本統治下の台湾・朝鮮における植民地教育政策の比較的研究」『北海道大学教育学部紀要』22, 1973年11月, 19-92頁。
 - (8) 同上論文, 75頁。
 - (9) 김한중「제2차 조선교육령 시기 日鮮共学 정책과 조선인의 반응」『역사와 담론』48, 2007年12月, 248頁。
 - (10) 同上論文, 267頁。
 - (11) 渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成 朝鮮篇』全62卷, 龍溪書舎, 1987年6月-1991年7月。
 - (12) 『高宗実録』高宗32年2月2日。ただし, 従来の儒教經典中心の伝統的な旧教育から抜け出し, 近代的な教育を目指す動きは, 1895年以前にも西欧からの宣教師たちによる宗教系の私立学校や民間による私立学校設立など, すでに存在した。
 - (13) この時期における教育に関しては, 古川宣子『日帝時代普通学校体制の形成』(서울대학교 大学院博士論文, 2003年8月), 井上薫「韓国統監府設置前後の公立普通学校体制形成と日本語普及政策」『日本の教育史学』34, 1991年10月, 156-68頁)を参照されたい。
 - (14) 「朝鮮教育令中ヲ改正ス」前掲史料, 改正理由。
 - (15) 弘谷多喜夫・広川淑子, 前掲論文, 34頁。
 - (16) 「普通学校ニ於テハ内地人ト全ク其ノ学校ヲ異ニシ而モ教育ノ程度同シカラス例ヘ高等普通学校ヲ卒業スルモ更ニ高等ノ学校ノ学ヲ修ムルニハ相当ノ準備ヲ要スル狀況ニアリ而シテ高等普通学校ト雖モ全道ヲ通シ僅ニ二三ニ過キス之ヲ以テ鮮人ニ対スル政策ハ有為ノ徒ヲモ其ノ發達ヲ妨ケ鮮人ヲ愚昧ニシ其ノ發展ヲ防遏シアルモノト解シ不平ノ念ニ驅ラレツツアリ」, 「騷擾ノ原因及朝鮮統治上注意スヘキ件並軍備ニ就テ」JACAR Ref. C06031106200, 大正8年乃至同10年共7冊其4朝鮮騷擾事件関係書類(密第102号情報共3内其1)陸軍省(防衛省防衛研究所)。
 - (17) 第二次教育令の改正の過程については, 広川淑子, 前掲論文に詳しい。本節では, 広川の論考を参考にしつつ, 「内鮮共学」の問題に焦点を当て, 史料の補強とともにより正確かつ詳しい記述を試みた。
 - (18) 『朝鮮教育』第6巻6号(教育制度改正記念号), 1922年3月, 329-39頁。『朝鮮教育』は, 総督府の学務局傘下にあった「朝鮮教育研究会」が発行した雑誌である。以下, 調査会に関する記録はこれに依る。
 - (19) 日本人は文部省の普通学務局長赤司鷹一郎(1876-1933), 法制局の参事官馬場鏝一(1879-1937), 山本犀藏, 大蔵省の参事官三土忠造(1871-1948), 拓殖局の次長後藤祐明(1872-1940), 文部省の宗教局長栗屋謙(1883-1938), 学校関係者では東京帝国大学教授姉崎正治(1873-1949), 京

- 都帝国大学教授小西重直^{しげなお} (1875-1948), 早稲田大学学長平沼淑郎^{としろう} (1864-1938), 水原農林専門学校長橋本左五郎^{さごろう} (1866-1952), 平壤高等普通学校長田中玄黄, 貴族院議員は澤柳政太郎^{まさたろう} (1865-1927), 鎌田栄吉 (1857-1934) 他 2 名, 総督府からは内務局長大塚常三郎 (1880-1926), 学務局長柴田善三郎^{ぜんざぶろう} (1887-1943), 財務局長河内山楽三, 参事官和田一郎と朝鮮銀行総裁の美濃部俊吉 (1869-1945), 朝鮮人側は侯爵李完用^{イワンヨン} (1858-1926), 全羅南道参与官石鎮衡^{ソクチンヒョン} (1877-1946), 普成法律商業学校長高元勲^{コウオンフン} (1881-1950?) の3名である。同上誌, 330-31 頁。
- (20) 同上誌, 332-33 頁。この案では, 各学校の修業年限延長及び入学年齢の引き下げが提示された。また大学及びその予備教育や師範学校の新設も記され, 各学校の教科内容程度は内地のものと同様にするが, 朝鮮語及漢文を必要に応じ加えることによる教授時間数の多少の差は認めるとして
いる。
- (21) 同上誌, 336 頁。
- (22) 同上。
- (23) 同上誌, 337-39 頁。
- (24) 「朝鮮教育令及台湾教育令 (十二月十四日 (一回) — 十二月二十八日 (五回))」 JACAR Ref. A06050018600, 枢密院委員録, 大正十年 (国立公文書館)。審査委員長は浜尾新^{あらた} (1849-1925) 間官。その他安広伴一郎^{やすひろばんいちろう} (1859-1951), 岡部長職^{ながとも} (1854-1925), 一木喜徳郎^{いちき きとくろう} (1867-1944), 久保田讓^{ゆずる} (1845-1936), 富井政章^{まさあきら} (1858-1935), 平山成信^{なりのぶ} (1854-1929) の各顧問官が審査委員であった。以下, 審査委員会の記述はこれに依る。
- (25) 「台湾教育令」 JACAR Ref. A03034092900, 枢密院決議・一, 朝鮮教育令・一, 台湾教育令・大正十一年一月二十五日決議 (国立公文書館)。ちなみに続きは「(乙) 校名ヲ同一トシ学校ノ内容ヲ区別スル制度ニ依ラサル理由」が記されている。
- (26) 教師の採用に関しては, 日本人の教員を雇用することで発生する費用の高騰や, 朝鮮人教員の職を奪う結果を招くなど様々な問題が潜んでおり, 総督府が教員雇用の問題においてもジレンマを抱えていたことも指摘すべきである。
- (27) 当時の国語の普及状況に関する数値は, 朝鮮総督府学務局『国語普及の状況』1921年1月, 7-8 頁 (渡部学・阿部洋編前掲書, 第17巻 [1987年9月] 所収) から確認できる。なお, 本文で示した国語の普及率は, 미쓰이 다카시 『식민지 조선의 언어 지배 구조 —— 조선어 규범화 문제를 중심으로』 (소명출판, 2013年2月), 44 頁を参照した。
- (28) 「特別ノ事情」が何を指すかについては「内鮮共学」の実態を考察しなければならぬが, これについては今後の課題としたい。
- (29) 「朝鮮教育令」 JACAR Ref. A03033644200, 枢密院筆記 (国立公文書館)。
- (30) 104. 意見書類, 19. 原敬「朝鮮統治私見 (上)」『斎藤実関係文書』書類の部二, 大正8年, フィルム番号132, 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (31) 広川淑子, 前掲論文, 75 頁。
- (32) 澤柳政太郎「共学問題」『朝鮮教育』第6巻6号, 1922年3月, 63 頁。
- (33) 同上, 67 頁。
- (34) 鎌田栄吉「内鮮人共学に就て」『朝鮮教育』第6巻6号, 78 頁。以下鎌田の発言はこれに依る。
- (35) 山崎駿二「朝鮮教育に関し心付きたる一二の事項」『朝鮮教育』第6巻6号, 218 頁。

- (36) 山名文蔵「当局の一考を煩はす」『朝鮮教育』第6巻6号, 239頁。
- (37) 下国良之助「施設の完璧に近づくを喜びつ」『朝鮮教育』第6巻6号, 261-62頁。
- (38) 古川宣子, 前掲論文, 58頁。
- (39) 併合前, 多くの韓国人は, 子弟を普通学校に入学させる者は愛国心が足りないと考えており, 総督府は学生を集めるため警察を動員し, 強制的に入学させる事例もあったという(同上)。私立学校の普及に頭を悩まされた総督府は, 私立学校規則を発表し, 取締りを強化していくことになる。
- (40) 例えば, 『東亜日報』では1921年末の記事で, 「新春の新学期にも例によって校門に殺到する入学志願者を如何に駆逐するか, 悲惨な状況を予想すると, 誰もが慨嘆を禁じ得ない」と書いている(「횡설수설」『東亜日報』1921年11月24日, 第2面)。
- (41) 『東亜日報』1921年4月9日, 第3面。
- (42) 『東亜日報』1921年4月28日, 第4面。
- (43) 『東亜日報』1921年5月2日, 第4面。
- (44) 金奎台「教育은 文明의 母」『朝鮮日報』1920年6月19日, 夕刊第4面。
- (45) 「朝鮮教育令中ヲ改正ス」前掲史料。
- (46) 同上。
- (47) 「学制改正에 臨하야 一言하노라 (一)」『東亜日報』1920年6月3日, 第1面。
- (48) 「朝鮮人の教育用語를 日本語로 強制함을 廢止하라 (上)」『東亜日報』1920年4月11日, 第1面。
- (49) 「普校教員建議」『東亜日報』1920年6月17日, 第2面。
- (50) 『朝鮮教育』第6巻6号, 214頁。
- (51) 任環宰「教科書問題의 核心」『東亜日報』1921年2月26日, 第2面。
- (52) 「教育改善期成」『東亜日報』1921年4月28日, 第4面。
- (53) 平沼淑郎「조선人共學에 就하여 (1) 아동교육에 至難한 日語」『朝鮮日報』1921年1月22日, 夕刊第4面。
- (54) 高元勳「教育問題의 一端」『東亜日報』1921年2月21日, 第2面。
- (55) 「횡설수설」『東亜日報』1921年5月14日, 第2面。
- (56) 琴山生「用語의 教員問題」『東亜日報』1921年5月7日, 第2面。
- (57) 「日鮮」(=内鮮) 兩民族の融和を図るには, 言語教育に依って感情の疎通を図る必要があるため, 日本語を普及させ, 朝鮮語の一般使用を排斥すべしという意見に対して, 日本語を使用することは言語学習に莫大な努力を費やすため朝鮮人の頭脳開発に不利であり, 統治に悪影響を及ぼすという反対意見があった(「教育用語教育調査委員會의 最重要論點」『東亜日報』1921年4月30日, 第2面)。
- (58) 「用語問題는 絶望」『東亜日報』1921年5月6日, 第2面。
- (59) イ・ヨンスク『「国語」という思想——近代日本の言語認識』岩波書店, 1996年12月, 254頁。
- (60) 「횡설수설」『東亜日報』1921年5月26日, 第2面。
- (61) 「共學問題에 對하야」『東亜日報』1921年10月25日, 第1面。
- (62) イ・ヨンスク, 前掲書, 72頁。

- (63) 上田万年『国語のため』富山房, 1895年6月, 扉に掲げられた題辞。
- (64) イ・ヨンスク, 前掲書, 119-22頁。
- (65) 金沢庄三郎「朝鮮に於ける国語問題」『国語の研究』同文館, 1910年12月, 213-14頁。
- (66) 金沢庄三郎「再び朝鮮に於ける国語問題に就いて」『読売新聞』1910年11月20日, 朝刊第1面。
- (67) 金沢庄三郎, 前掲論文, 215頁。
- (68) 石川遼子『金沢庄三郎——地と民と語とは相分つべからず』ミネルヴァ日本評伝選, ミネルヴァ書房, 2014年7月, 153頁。本論で用いた史料について, 石川の研究から大きく示唆を受けた。
- (69) 金沢庄三郎, 前掲論文, 213頁。
- (70) イ・ヨンスク, 前掲書, 278頁。
- (71) 「朝鮮人志願兵制度ニ関スル件」JACAR Ref. C01004253900, 昭和12年「密大日記」第2冊(防衛省防衛研究所)。
- (72) 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』朝鮮近代史研究双書2, 未來社, 1985年7月, 83頁。
- (73) 「新学制と朝鮮語(一)」『東亜日報』1938年2月27日, 第3面。
- (74) イ・ヨンスク, 前掲書, 278頁。